

3 発生農場

発生農場は、黒毛和種の繁殖・肥育一貫経営農場であり、飼養頭数は計 161 頭、繁殖牛舎では繁殖雌牛 14 頭、子牛 6 頭を飼養していた。

肥育牛舎では種雄牛 1 頭、肥育牛 140 頭を飼養していた。種雄牛は、当該農場が利用している公共放牧場で供用されており、退牧後は当該農場が管理していた。今回のヨーネ病患畜は、図 1 に示した繁殖牛舎で飼養されていた。繁殖牛舎と肥育牛舎はわかれており、作業導線もわかれていた(図 2)。



図 2 発生農場見取り図

4 発生概要

平成 27 年 4 月 13 日に実施された定期検査のスクリーニング検査の結果、繁殖雌牛 14 頭中 1 頭が陽性となった。

その後、4 月 14 日実施の糞便リアルタイム PCR 検査の結果、80.426pg/2.5 μ l と基準値より著しく高い遺伝子量が確認され、ヨーネ病が確定した。

患畜の殺処分は、本病確定 6 日後の 4 月 20 日に患畜直子のとう汰とともに実施した。

患畜とともに繁殖牛舎で飼養されていた同居牛は 13 頭で、これら同居牛の糞便 PCR の結果、定量判定ではすべて陰性となったが、定性判定において 3 頭が陽性となった。

5 農場のまん延防止対策

患畜の検査結果から、遺伝子量が基準値より著しく高値であること、同居牛検査において定性判定で 3 頭が陽性となったことなどから、農場でのまん延が危惧されたこと、清浄地域での発生ということから、農場関係者と協議し、早期清浄化を図るため、同居牛全頭を自主とう汰し、消毒を徹底することを決定した。

同居牛のとう汰については、定性判定で陽性であった 3 頭を優先に行い、その後、妊娠牛は分娩、離乳後に順次とう汰を実施した。なおとう汰はすべてと畜場でのと殺とし、ヨーネ病とう汰奨励事業を利用して実施した(表 1)。また、離乳した子牛は肥育牛舎に移動して自家肥育することとした。

表 1 同居牛とう汰実施状況

月日	とう汰頭数
5月21日	4*
6月26日	3
8月25日	3
10月2日	3
計	13

* 定性判定陽性牛3頭を含む
畜産協会のヨーネ病とう汰奨励事業を活用

畜舎消毒については、患畜殺処分後と同居牛全頭とう汰後の2回実施した。特に2回目の消毒については、清掃、水洗、塩素消毒を繰り返し、乾燥後に石灰乳を塗布し消毒の徹底を図った(表2, 図3)。

以上の消毒が完了した10月13日をもって清浄化とした。

表2 消毒作業実施状況

4月20日	患畜殺処分・直子とう汰
4月22日	清掃・水洗・塩素消毒
4月23日	石灰乳塗布
10月2日	同居牛全頭とう汰
10月3日～12日	清掃・水洗・塩素消毒
10月13日	塩素消毒・石灰乳塗布

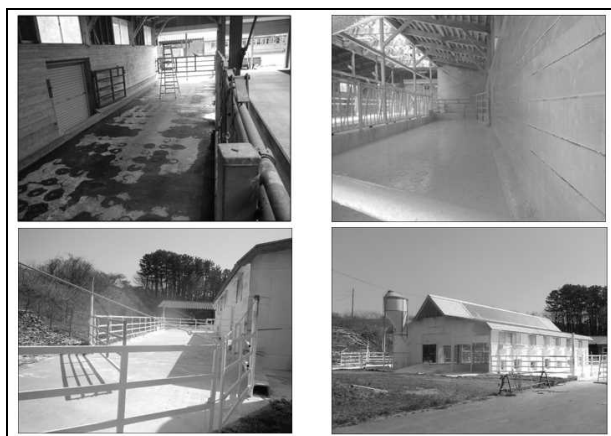


図3 畜舎の清掃・消毒作業の様子

6 発生地域のまん延防止対策

発生地域におけるまん延防止対策として、放牧場の種雄牛の更新を行った。また、来年度、発生地域は定期検査の年ではないが、全15農場の繁殖雌牛の全頭検査を臨時に実施することを生産者、担当獣医師、役場、家保の協議に

より決定した。

7 総括

今回の発生農場において、患畜及び患畜直子の迅速なとう汰を実施したこと、さらに、農場側と協議し、同居牛の全頭とう汰、畜舎等の消毒を徹底させることで、6か月という早期の清浄化を達成した。

また、発生地域では、公共放牧場での供用種雄牛の更新を行い、来年度、臨時の全頭検査を実施することにより、ヨーネ病のまん延を防止し、清浄性の維持を図ることとした。

8 今後の対策

今後の対策として、発生牛舎の空舎期間を設定し、牛舎環境中のヨーネ菌残存検査を実施して陰性を確認後、牛を導入することにした。

また、導入牛については、飼養衛生管理基準に基づき隔離し、県外からの導入牛については検査を実施、清浄性を維持しながら、当該農場の繁殖経営再開に向け取り組んでいきたいと考えている。

参考資料

- 1) 平成25年4月1日 牛のヨーネ病防疫対策要領 農林水産省